

投資信託説明書
(交付目論見書)

使用開始日 2021.4.24



(注)「モナリザ」はゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社の登録商標です。

- 本書は金融商品取引法第13条の規定に基づく目論見書です。
- ファンドに関する「投資信託説明書(請求目論見書)」を含む詳細な情報は委託会社のホームページで閲覧、ダウンロードすることができます。また、本書には約款の主な内容が含まれていますが、約款の全文は請求目論見書に掲載されています。
- ファンドの販売会社、ファンドの基準価額等については、下記の照会先までお問い合わせください。

| 商品分類 | | | 属性区分 | | | | |
|---------|--------|-------------------|-----------------------|------|------------------|---------------|---------------|
| 単位型・追加型 | 投資対象地域 | 投資対象資産 (収益の源泉) | 投資対象資産 | 決算頻度 | 投資対象地域 | 投資形態 | 為替ヘッジ |
| 追加型 | 内外 | 債券 | その他資産 (投資信託証券(債券)) | 年2回 | グローバル (日本を含む) | ファミリー ファンド | あり (部分ヘッジ) |

※属性区分に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替リスクに対するヘッジの有無を記載しています。上記は、一般社団法人投資信託協会が定める分類方法に基づき記載しています。商品分類および属性区分の内容につきましては、一般社団法人投資信託協会のホームページ(<http://www.toushin.or.jp/>)をご参照ください。

- この目論見書により行うモナリザ[®] ゴールドマン・サックス世界債券ファンド(以下「本ファンド」といいます。)の受益権の募集については、委託会社は、金融商品取引法(昭和23年法律第25号)第5条の規定により、有価証券届出書を2021年4月23日に関東財務局長に提出しており、2021年4月24日にその届出の効力が生じております。
- 本ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律に基づいて組成された金融商品であり、同法に基づき、本ファンドでは商品内容の重大な変更を行う場合に、事前に投資家(受益者)の意向を確認する手続き等を行います。
- 本ファンドの信託財産は、受託会社により保管されますが、信託法によって受託会社の固有財産等との分別管理等が義務付けられています。
- 請求目論見書は投資家の請求により販売会社から交付されます(請求を行った場合には、その旨をご自身で記録しておくようにしてください。)
- ご購入に際しては、本書の内容を十分にお読みください。

[委託会社]ファンドの運用の指図を行う者

ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社

金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第325号
 設立年月日: 1996年2月6日/資本金: 4億9,000万円(2021年4月23日現在)
 運用する証券投資信託財産の合計純資産総額: 3兆733億円(2021年2月末現在)
 グループ資産残高(グローバル): 1兆9,538億米ドル(2020年12月末現在)

■照会先 ホームページ アドレス www.gsam.co.jp 電話番号 03-6437-6000

[受託会社]ファンドの財産の保管および管理を行う者

三菱UFJ信託銀行株式会社

受付時間:
営業日の午前9時から午後5時まで

ファンドの目的

日本を含む世界の高格付け債券を中心に分散投資を行い、信託財産の長期的な成長を図ることを目標として運用を行います。

ファンドの特色

ファンドのポイント

1. 主として日本を含む世界各国の投資適格債券に投資します。
2. ブルームバーグ・バークレイズ・グローバル・アグリゲート・インデックス(円ヘッジベース)をベンチマーク*とし、長期的にベンチマークを上回る投資成果をめざします。
3. 外貨建資産については、対円で為替ヘッジを行うことにより、為替変動リスクの低減を図ります。
4. 付加価値の獲得を目的に、通貨のアクティブ運用を行います。

*ベンチマークとは、運用において投資収益目標を設定する際に基準とする指標です。また、投資家がファンドの運用対象や資産の基本配分比率を確認する際の目安となります。
為替ヘッジにはヘッジ・コストがかかります。

市況動向や資金動向その他の要因等によっては、運用方針に従った運用ができない場合があります。

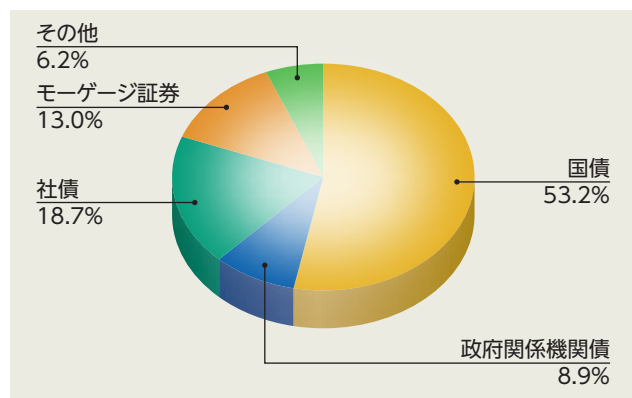
本ファンドはファミリーファンド方式で運用を行います。委託会社は、本ファンドおよびモナリザ世界債券マザーファンド(以下「マザーファンド」といいます。)の運用をゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント・インターナショナル、ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント・エル・ピーおよびゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント(シンガポール)ピーティーイー・リミテッド(投資顧問会社。以下それぞれ「GSAMロンドン」、「GSAMニューヨーク」および「GSAMシンガポール」といいます。)に委託します。GSAMロンドン、GSAMニューヨークおよびGSAMシンガポールは運用の権限の委託を受けて、債券および通貨の運用を行います。文脈上「本ファンド」にマザーファンドを含むことがあります。

委託会社が属するゴールドマン・サックスの資産運用部門を「ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント」といいます。

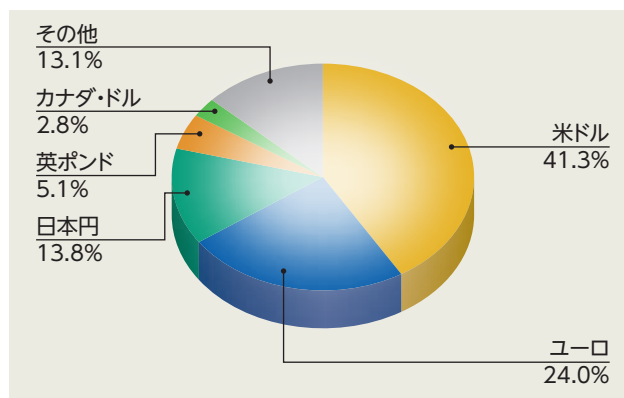
ファンドの投資対象

本ファンドは、世界各国の国債、政府関係機関債、社債、モーゲージ証券(MBS)を主要投資対象とします。本ファンドは、ブルームバーク・バークレイズ・グローバル・アグリゲイト・インデックス(円ヘッジベース)をベンチマークとし、長期的にベンチマークを上回る投資成果をめざします。同インデックスは、世界の投資適格債券市場を広範にカバーする代表的な指数の一つです。

ベンチマークのセクター別構成比



ベンチマークの通貨別構成比



2021年1月末現在

出所：ブルームバーク

上記は過去のデータであり、将来の結果を示唆または保証するものではありません。上記はインデックスのデータであり、本ファンドの実績ではありません。本ファンドが上記すべてに投資するとは限らず、また、上記以外に投資する場合があります。

高格付け債券への投資

投資対象とする債券の信用格付けの位置付け



投資対象となる債券の格付けは、組入れ時においてトリプルB格(トリプルBマイナス格も含まれます。)相当以上の銘柄とします。また、原則として、ポートフォリオの平均格付けはダブルA格(ダブルAマイナス格も含まれます。)相当以上に維持するように運用します。

投資対象国を広く分散することにより、特定の国の景気や政治動向、金利動向の影響を低減することに加え、投資対象債券の信用格付けを投資適格に限定することで、リターンの安定化をめざします。

格付けが公表されていない債券の場合は、委託会社または投資顧問会社が発行体の財務内容等を分析して適切と判断した格付けとなります。

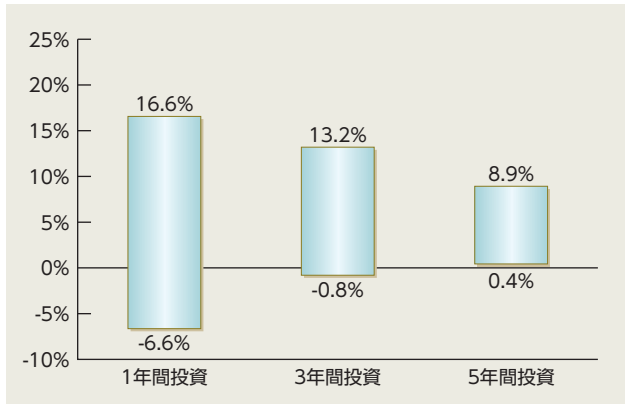
主な投資対象債券の特徴

| | |
|------------------------------|---|
| <p>国債 政府関係機関債</p> | <ul style="list-style-type: none"> 元利金の支払いが国や政府関係機関によって保証された債券 流動性は非常に高く、一般的に信用リスクは他の債券に比べて低い 利回り面での魅力は、社債等の他のセクターに比べて劣る |
| <p>社債</p> | <ul style="list-style-type: none"> 企業が元利金の支払いを約束した債券 米国債並みの市場規模。高格付け債は高い流動性を有する 発行体固有の信用リスク要因を有する |
| <p>モーゲージ証券 (MBS)</p> | <ul style="list-style-type: none"> 住宅ローンが主な担保資産 政府関係機関発行によるものは、企業が発行したものより比較的高い信用力を有する 住宅ローン借り換え、引越し等に伴う期限前償還がリスク要因 |

上記のほか、短期金融商品等も投資対象に含まれます。また、本ファンドは有価証券先物取引、スワップ取引等を行うことができます。

世界債券投資の魅力

投資期間ごとの年率収益率の分布



期間：1989年12月末～2021年1月末
出所：ブルームバーグ

上記は過去のデータであり、将来の結果を示唆または保証するものではありません。上記はインデックスのデータであり、本ファンドの実績ではありません。信託報酬等の諸費用や、流動性等の市場要因は考慮されておりませんのでご注意ください。

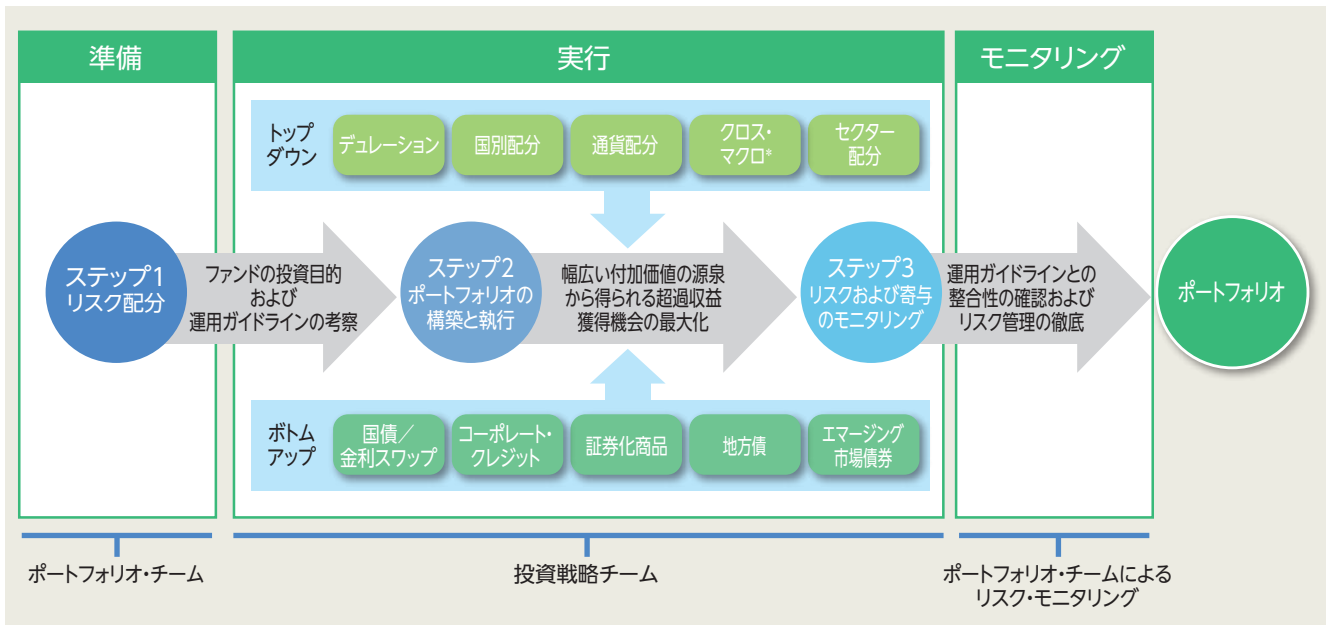
左記のグラフは、本ファンドのベンチマークに1989年12月以降の各月末から決められた投資期間(1年、3年、5年)投資したと仮定した場合の、年率換算後の収益率の分布(図中の数字は最高・最低を表します。)を示しています。

投資期間を1年間とした場合、比較的投資収益の変動幅が大きい一方、投資期間を3年、5年と長期化した場合には、比較的投資収益が安定化していたことが分かります。したがって、過去のデータからは、投資期間を長くするにつれ、収益率の高低差は小さくなり、安定していく傾向が見られています。

ファンドの運用

本ファンドの運用は、ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメントのグローバル債券・通貨運用グループによって行われます。同グループは世界各地に運用拠点を展開し、幅広い調査能力ならびに専門性を活用した運用を行っています。なお、本ファンドにおいて債券運用は主にGSAMロンドン、GSAMニューヨークおよびGSAMシンガポールが、通貨運用は主にGSAMロンドンおよびGSAMシンガポールが担当しています。

運用プロセス



*「クロス・マクロ」とは、トップダウンのマクロ経済分析において、各資産クラス間から生じる非効率性を捉えることで収益を上げる戦略をいいます。
本運用プロセスがその目的を達成できる保証はありません。また本運用プロセスは変更される場合があります。

通貨のアクティブ運用

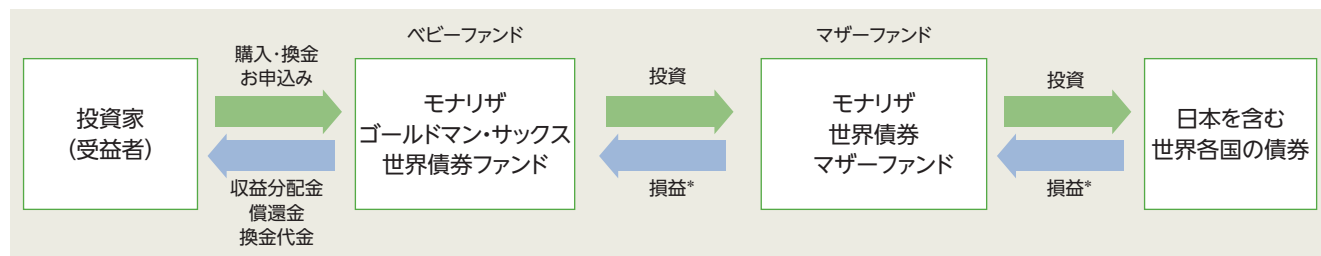
本ファンドでは、外貨建資産について円ヘッジを基本とする一方、これとは独立した形で、為替相場見通しに基づいた通貨運用ポートフォリオを別途構築することにより、超過収益の獲得をめざします。

例えば、ユーロに対して米ドルが上昇すると予想した場合、米ドルのポジションを引き上げる一方、ユーロのポジションを引き下げることによって、ベンチマークに対する超過収益の獲得をめざします。

為替ヘッジにはヘッジコストがかかります。ヘッジコストは、為替ヘッジを行う通貨の金利と円の金利の差が目安となり、円の金利が低い場合この金利差分収益が低下します。本ファンドは通貨のアクティブ運用でリターンの向上をめざすため、対円での為替ヘッジ比率は常に100%を保つとは限りません。したがって、一定の為替変動リスクを伴います。また、多通貨運用の部分では、市場動向に対する見通しを誤れば逆に損失を被ります。

ファンドの仕組み

本ファンドの運用は、ファミリーファンド方式で行います。ファミリーファンド方式とは、投資家からの資金をまとめてベビーファンドとし、その資金を実質的に同一の運用方針を有するマザーファンドに投資して、実質的な運用を行う仕組みです。ただし、ベビーファンドから有価証券等に直接投資することもあります。



* 損益はすべて投資家である受益者に帰属します。

主な投資制限

- 外貨建資産への実質投資割合については、特に制限を設けません。
- 株式(新株引受権証券および新株予約権証券を含む)への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。
- デリバティブおよび外国為替予約取引の利用はヘッジ目的に限定しません。
- 1発行者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ取引等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以下とします。

ファンドの分配方針

原則として、年2回の決算時(毎年1月25日および7月25日。ただし、休業日の場合は翌営業日。)に、利子等収益および売買益(評価益を含みます。)を中心に収益分配を行います。分配金額は、基準価額水準、市場動向等を勘案して、委託会社が決定します。ただし、基準価額水準や市場動向等によっては分配を行わないこともあります。また、基準価額が当初元本(1万口=1万円)を下回る場合においても分配を行うことがあります。将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

本ファンドは自動けいぞく投資専用ファンドです。

収益分配金に関わる留意点

分配金は、計算期間中に発生した収益(経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益)を超えて支払われる場合があります。したがって、ファンドの分配金の水準は必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示唆するものではありません。

計算期間中に運用収益があった場合においても、当該運用収益を超えて分配を行った場合、当期決算日の基準価額は前期決算日の基準価額と比べて下落することになります。また、投資家のファンドの購入価額によっては、分配金の一部または全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。

基準価額の変動要因

投資信託は預貯金と異なります。本ファンドは、値動きのある有価証券等に投資しますので、基準価額が変動します。また、為替の変動により損失を被ることがあります。したがって、ご投資家の皆さまの投資元金は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元金が割り込むことがあります。

信託財産に生じた損益はすべてご投資家の皆さまに帰属します。

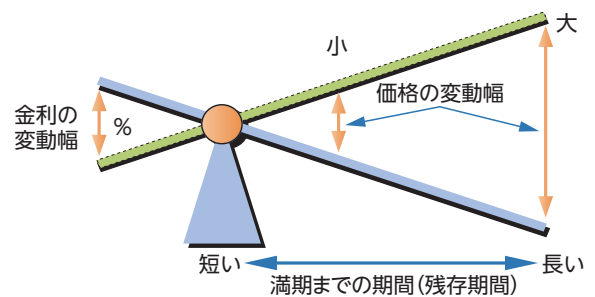
主な変動要因



債券の価格変動リスク

本ファンドは、債券への投資を行います。債券の市場価格は、金利が上昇すると下落し、金利が低下すると上昇します。金利の変動による債券価格の変化の度合い(リスク)は、債券の満期までの期間が長ければ長いほど、大きくなる傾向があります。

【金利変動と残存期間の異なる債券の価格変動幅のイメージ】



上記はあくまで例示をもって理解を深めるための概念図です。



債券の信用リスク

債券への投資に際しては、発行体の債務不履行等の信用リスクが伴います。一般に、発行体の信用度は第三者機関による格付けで表されますが、格付けが低いほど債務不履行の可能性が高いことを意味します。発行体の債務不履行が生じた場合、債券価格は大きく下落する傾向があるほか、投資した資金を回収できないことがあります。また、債務不履行の可能性が高まった場合(格下げなど)も債券価格の下落要因となります。



為替変動リスク

本ファンドの実質的な主要投資対象は外貨建資産であり、一般に外貨建資産への投資には為替変動リスクが伴いますが、本ファンドは、対円で為替ヘッジを行い為替変動リスクの低減を図ります。なお、為替ヘッジを行うにあたりヘッジ・コストがかかります(ヘッジ・コストは、為替ヘッジを行う通貨の金利と円の金利の差が目安となり、円の金利の方が低い場合この金利差分収益が低下します。)。また、本ファンドは、ヘッジ目的に限らず、ファンド全体の収益の向上をめざす目的でも為替予約取引等により多通貨運用を行います。したがって、本ファンドへの投資には為替変動リスクが伴います。

その他の留意点

本ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定(いわゆるクーリング・オフ)の適用はありません。

リスク管理体制

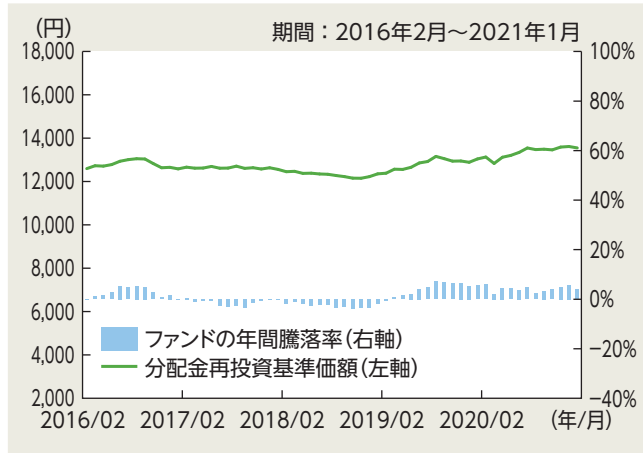
運用チームとは独立したリスク管理専任部門がファンドのリスク管理を行います。リスク管理専任部門では、運用チームと独立した立場で、運用チームにより構築されたポジションのリスク水準をモニタリングし、各運用チーム、委託会社のリスク検討委員会に報告します。

リスク検討委員会は、法務部、コンプライアンス部を含む各部署の代表から構成されており、リスク管理専任部門からの報告事項等(ファンドの運営に大きな影響を与えると判断された流動性に関する事項を含みます。)に対して、必要な報告聴取、調査、検討、決定等を月次で行います。

参考情報

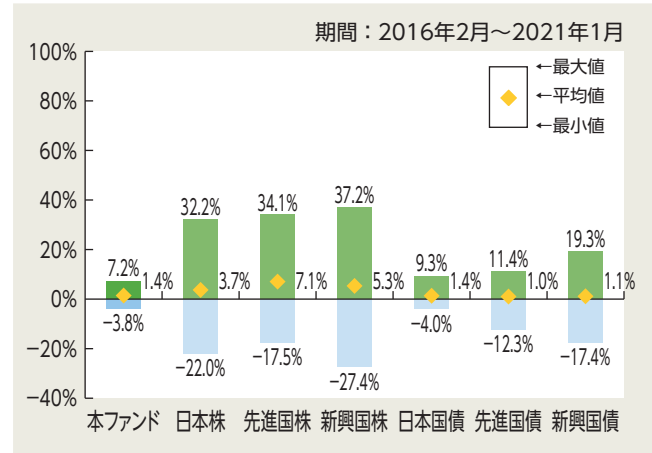
下記は過去の実績であり、将来の成果を保証するものではありません。

本ファンドの年間騰落率および 分配金再投資基準価額の推移



- 年間騰落率は各月末における直近1年間の騰落率を表示したものです。

本ファンドと他の代表的な 資産クラスとの騰落率の比較



- グラフは、本ファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものです。
- すべての資産クラスが本ファンドの投資対象とは限りません。
- 上記のグラフは、過去5年間の各月末における直近1年間の騰落率の平均値・最大値・最小値を表示したものです。

● 各資産クラスの指数

日本株：東証株価指数 (TOPIX) (配当込み)

先進国株：MSCI コクサイ・インデックス (配当込み、円ベース)

新興国株：MSCI エマージング・マーケット・インデックス (配当込み、円ベース)

日本国債：NOMURA-BPI 国債

先進国債：FTSE世界国債インデックス (除く日本、円ベース)

新興国債：JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス・エマージング・マーケット・グローバル・ダイバーシファイド (円ベース)

※海外の指数は、為替ヘッジなしによる投資を想定して、円ベースの指数を採用しております。

本ファンドの分配金再投資基準価額および年間騰落率は、収益分配金(税引前)を分配時に再投資したものとみなして計算した基準価額および当該基準価額の年間騰落率が記載されており、実際の基準価額および実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

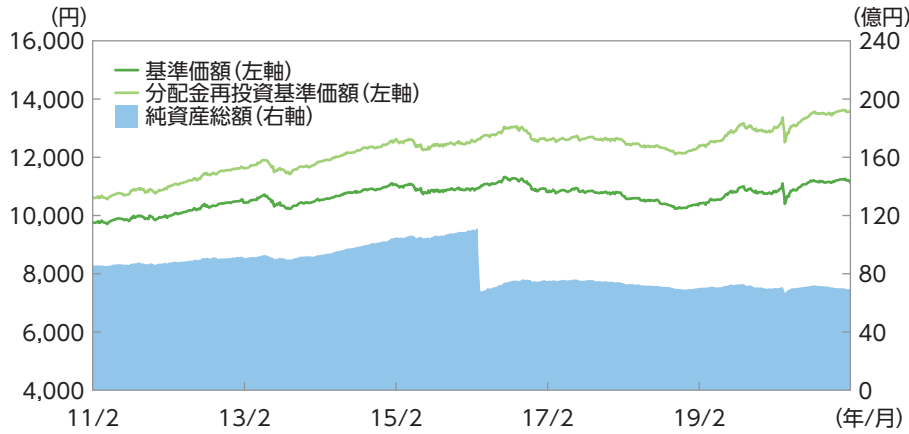
最新の運用実績は委託会社のホームページまたは販売会社でご確認いただけます。

下記は過去の実績であり、将来の成果を保証するものではありません。

2021年1月29日現在

基準価額・純資産の推移

2011年2月1日～2021年1月29日



基準価額・純資産総額

| | |
|-------|---------|
| 基準価額 | 11,136円 |
| 純資産総額 | 69.3億円 |

期間別騰落率
(分配金再投資)

| 期間 | ファンド |
|-----|--------|
| 1ヵ月 | -0.48% |
| 3ヵ月 | 0.67% |
| 6ヵ月 | 0.03% |
| 1年 | 3.90% |
| 3年 | 7.89% |
| 5年 | 7.90% |
| 設定来 | 35.49% |

- 分配金再投資基準価額および期間別騰落率(分配金再投資)は、収益分配金(税引前)を分配時に再投資したものとみなして計算したものです。
- 基準価額および分配金再投資基準価額は、1万口当たりの値です。

分配の推移(1万口当たり、税引前)

| 決算日 | 19/1/25 | 19/7/25 | 20/1/27 | 20/7/27 | 21/1/25 | 設定来累計 |
|-----|---------|---------|---------|---------|---------|--------|
| 分配金 | 60円 | 60円 | 60円 | 60円 | 60円 | 2,010円 |

- 運用状況によっては、分配金の金額が変わる場合、あるいは分配金が支払われない場合があります。

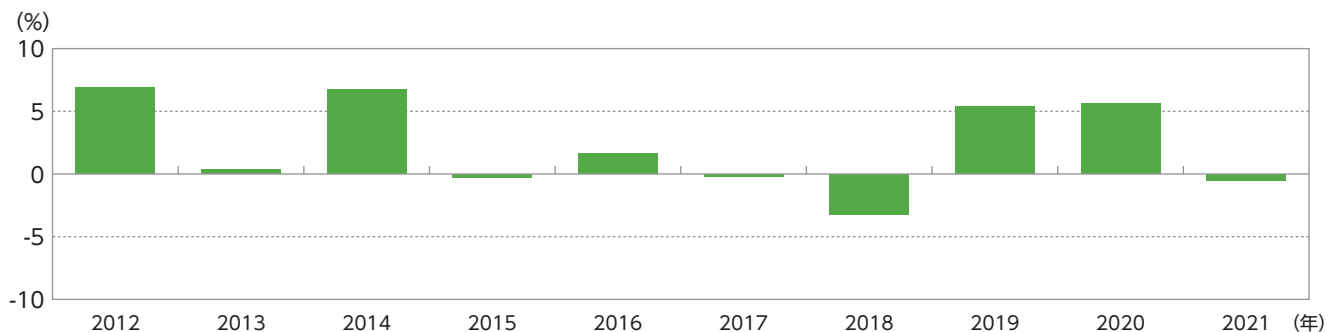
主要な資産の状況

組入上位銘柄

| | 通貨 | 銘柄名 | 償還日 | 種別 | 格付け(注) | クーポン | 比率 |
|----|-----|--------------------|-------------|---------|---------|--------|------|
| 1 | JPY | 第420回利付国債(2年) | 2023/ 1 / 1 | 国債 | A+/A1 | 0.100% | 5.4% |
| 2 | USD | アメリカ国債 | 2028/ 1 /31 | 国債 | AA+/Aaa | 0.750% | 3.0% |
| 3 | GBP | イギリス国債 | 2046/12/ 7 | 国債 | AA/Aa3 | 4.250% | 2.0% |
| 4 | JPY | 第135回利付国債(5年) | 2023/ 3 /20 | 国債 | A+/A1 | 0.100% | 1.9% |
| 5 | EUR | フランス国債 | 2030/11/25 | 国債 | AA/Aa2 | 0.000% | 1.8% |
| 6 | USD | ファニーメイ | 2052/ 9 / 1 | 政府関係機関債 | AA+/Aaa | 3.500% | 1.6% |
| 7 | USD | ファニーメイ | 2050/12/ 1 | 政府関係機関債 | AA+/Aaa | 2.000% | 1.4% |
| 8 | CNH | 中国国債 | 2031/12/12 | 国債 | A+/A1 | 4.150% | 1.4% |
| 9 | EUR | スペイン国債 | 2027/ 4 /30 | 国債 | A/Baa1 | 1.500% | 1.3% |
| 10 | JPY | 第21回利付国債(物価連動・10年) | 2026/ 3 /10 | 国債 | A+/A1 | 0.100% | 1.3% |





(注)上記格付けは、S&P(左)とムーディーズ(右)の格付けを表記しています。NAは格付け機関からの開示がないことを表しています。

年間収益率の推移



- 本ファンドの収益率は、収益分配金(税引前)を分配時に再投資したものとみなして計算しています。
- 2021年は年初から運用実績作成基準日までの収益率を表示しています。

お申込みメモ

| | | |
|---|--|---|
|  購入時 | 購入単位 | 販売会社によって異なります。 |
| | 購入価額 | 購入申込日の翌営業日の基準価額 |
| | 購入代金 | 販売会社が指定する日までにお支払いください。 |
|  換金時 | 換金単位 | 販売会社によって異なります。 |
| | 換金価額 | 換金申込日の翌営業日の基準価額 |
| | 換金代金 | 原則として換金申込日から起算して5営業日目から、お申込みの販売会社を通じてお支払いいたします。 |
|  申込について | 購入・換金 申込不可日 | 英国証券取引所もしくはニューヨーク証券取引所の休業日またはロンドンの銀行もしくはニューヨークの銀行の休業日(以下「ロンドンまたはニューヨークの休業日」といいます。) |
| | 申込締切時間 | 「ロンドンまたはニューヨークの休業日」を除く毎営業日の原則として午後3時まで |
| | 購入の 申込期間 | 2021年4月24日から2021年10月25日まで (申込期間は、上記期間満了前に有価証券届出書を提出することによって更新されます。) |
| | 換金制限 | 信託財産の資金管理を円滑に行うため、1顧客1日当たり3億円以上の大口のご換金は制限することがあります。 |
| | 購入・換金申込 受付の中止 および取消 | 金融商品取引所における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情があるときは、ご購入およびご換金の受付を中止またはすでに受付けたご購入およびご換金のお申込みを取消す場合があります。 |
|  その他 | 信託期間 | 原則として無期限(設定日：1998年12月4日) |
| | 繰上償還 | 受益権の総口数が50億口を下回る事となった場合等には繰上償還となる場合があります。 |
| | 決算日 | 毎年1月25日および7月25日(ただし、休業日の場合は翌営業日) |
| | 収益分配 | 年2回の決算時に原則として収益の分配を行います。 ※本ファンドは自動けいぞく投資専用ファンドです。 |
| | 信託金の限度額 | 3,000億円を上限とします。 |
| | 公 告 | 公告を行う場合は日本経済新聞に掲載します。 |
| | 運用報告書 | 年2回(1月および7月)の決算時および償還時に、期中の運用経過などを記載した交付運用報告書を作成し、販売会社を通じて知れている受益者に対してお渡しいたします。 |
| 課税関係 (個人の場合) | 課税上は株式投資信託として取扱われます。 公募株式投資信託は少額投資非課税制度(NISA)の適用対象です。 配当控除の適用はありません。 | |

ファンドの費用・税金



ファンドの費用

投資者が直接的に負担する費用

| | | |
|-----|---------|--|
| 購入時 | 購入時手数料 | <p>購入申込日の翌営業日の基準価額に、1.1%(税抜1%)を上限として販売会社が定める率を乗じて得た額とします。 (くわしくは販売会社にお問い合わせいただくか、購入時手数料を記載した書面等をご覧ください。)</p> <p>購入時手数料は、商品および投資環境に関する情報提供等、ならびに購入に関する事務手続きの対価として販売会社が得る手数料です。</p> |
| 換金時 | 信託財産留保額 | なし |

投資者が信託財産で間接的に負担する費用

| | | | | | |
|---|--------------------------------------|---|-----------------------|--|---------------------|
| 毎日 | 運用管理費用 (信託報酬) | 純資産総額に対して | | 年率1.155% (税抜1.05%) | |
| | | (内訳) | | | |
| | | 支払先の おおよび 役務の 内容 | 委託会社 | <p>ファンドの運用 受託会社への指図 基準価額の算出 目論見書・運用報告書等の作成 等</p> | 年率0.55% (税抜0.5%) |
| | | | 販売会社 | <p>購入後の情報提供 運用報告書等各種書類の送付 分配金・換金代金・償還金の支払い業務 等</p> | 年率0.55% (税抜0.5%) |
| 受託会社 | <p>ファンドの財産の管理 委託会社からの指図の実行 等</p> | | 年率0.055% (税抜0.05%) | | |
| ※運用管理費用は日々計上され、ファンドの基準価額に反映されます。なお、毎計算期末または信託終了のときに信託財産中から支払われます。 | | | | | |
| | 信託事務の 諸費用 | <p>監査法人等に支払うファンドの監査に係る費用、印刷費用など信託事務の諸費用が信託財産の純資産総額の年率0.05%相当額を上限として定率で日々計上され、毎計算期末または信託終了のときに信託財産中から支払われます。</p> | | | |
| 随時 | その他の費用・ 手数料 | <p>有価証券売買時の売買委託手数料や資産を外国で保管する場合の費用等 上記その他の費用・手数料はファンドより実費として間接的にご負担いただきますが、運用状況等により変動するものであり、事前に料率、上限額等を表示することができません。</p> | | | |

※上記の手数料等の合計額については、ご投資家の皆さまがファンドを保有される期間等に応じて異なりますので、表示することができません。



税金

税金は表に記載の時期に適用されます。

以下の表は、個人投資者の源泉徴収時の税率であり、課税方法等により異なる場合があります。

| 時 期 | 項 目 | 税 金 |
|---------------|-----------|--|
| 分配時 | 所得税および地方税 | 配当所得として課税 普通分配金に対して20.315% |
| 換金(解約)時および償還時 | 所得税および地方税 | 譲渡所得として課税 換金(解約)時および償還時の差益(譲渡益)に対して20.315% |

※確定拠出年金の加入者に対しては、確定拠出年金の積立金の運用にかかる税率が適用されます。

外国税額控除の適用となった場合には、分配時の税金が軽減される場合があります。

上記は、2021年4月23日現在のものです。

少額投資非課税制度「愛称：NISA(ニーサ)」をご利用の場合

少額投資非課税制度(NISA)をご利用の場合、販売会社で非課税口座を開設するなど、一定の条件に該当する方を対象に、以下の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得および譲渡所得が5年間非課税となります。くわしくは、販売会社にお問い合わせください。

・20歳以上の方…毎年、年間120万円まで

・20歳未満の方…毎年、年間80万円まで

NISAの非課税期間(5年)以内に信託期間が終了(繰上償還を含む)した場合、制度上、本ファンドで利用した非課税投資額(NISA枠)を再利用することはできません。

なお、税法が改正された場合には、税率等が変更される場合があります。また、法人の場合は上記とは異なります。税金の取扱いの詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

Goldman
Sachs

Asset
Management

モナリザ ゴールドマン・サックス世界債券ファンド